

## 選手村住宅棟の整備における木材調達について

大会時には選手用の宿泊施設として一時使用し、大会後は住宅となる建物等について、特定建築者（民間事業者）の資金と開発ノウハウを活用して整備を進めています。整備にあたり使用する木材については、次のとおり調達を行っています。

### ① コンクリート型枠用合板

特定建築者は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 林野庁）の「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づく木材を使用して工事を実施しており、今後は、可能な限り森林認証制度に基づく木材の使用に努めていきます。

### ② 内装仕上げ材

大会後の住宅の内装仕上げ材に、森林認証制度に基づく木材を使用する予定です。

なお、大会時に住宅棟に付加する大会時内装工事については、組織委員会が整備するものであり、組織委員会が策定した「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき、対象となる部材は森林認証制度に基づく木材等を使用することになっています。